

第2回定例会議事日程（第5号）

- 第 1 議案第29号 いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 3 議案第30号 いちき串木野市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第31号 いちき串木野市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第32号 いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第34号 和解について
- 第 7 陳情第1号 生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置に関する陳情
- 第 8 予算議案第2号 平成30年度いちき串木野市一般会計補正予算（第1号）
- 第 9 予算議案第3号 平成30年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）
- 第10 決議案第1号 串木野新港と甌島を結ぶ甌島フェリー航路の存続に関する決議について
- 第11 閉会中の継続審査について
- 第12 閉会中の継続調査について
- 第13 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第5号（6月29日）（金曜）

出席議員 16名

1番	吉留良三君	9番	中里純人君
2番	江口祥子君	10番	東育代君
3番	松崎幹夫君	11番	竹之内勉君
4番	田中和矢君	12番	原口政敏君
5番	中村敏彦君	13番	下迫田良信君
6番	大六野一美君	14番	宇都耕平君
7番	西別府治君	15番	福田清宏君
8番	濱田尚君	16番	平石耕二君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	神菌正樹君
補	佐	石元謙吾君	主	任	軍神卓也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	政策課	長	北山修君
副市	長	中屋謙治君	財政課	長	東浩二君
教育	長	有村孝君	市来支所	長	中村安弘君
地方創生統括監		松尾章弘君	教委総務課	長	木下琢治君
総務課	長	田中和幸君	消防	長	前屋満治君

平成30年6月29日午前10時00分開議

△開 議

○議長（平石耕二君） これから本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（平石耕二君） まず、報告します。

市長から報告のあった地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分の報告をお手元に配付してあります。

△日程第1～日程第9

議案第29号～予算議案第3号一括上程

○議長（平石耕二君） それでは、日程第1、議案第29号から日程第9、予算議案第3号までを一括して議題とします。

初めに、総務文教委員長の報告を求めます。

[総務文教委員長松崎幹夫君登壇]

○総務文教委員長（松崎幹夫君） おはようございます。

私ども総務文教委員会に付託されました案件は、単行議案1件、予算議案2件、陳情1件の計4件であります。

去る6月20日に委員会を開催し、陳情1件を除き審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第29号いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、改正するものであります。

説明によりますと、個人住民税については、働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする観点から、給与所得控除、公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額の10万円引き上げる、この振り替えに伴い、非課税措置に係る所得要件を10万円引き上げるものである。

また、所得に応じて、基礎控除額を段階的に減少

させ、2,500万円を超える納税義務者には適用しない仕組みを設けている。

たばこ税については、地方の貴重な財源で、国及び地方が厳しい財政事情にあることを踏まえ税率の見直しを行い、また、加熱式たばこ紙巻きたばこの間で税率格差が生じていることから、その製品特性を踏まえた課税方式へ見直しを行う。

固定資産税については、わがまち特例の適用期間の延長を図るほか、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援として、特例措置を創設することとあります。

委員の中から、「該当する事業者がわがまち特例の適用を受けられるよう、制度について、わかりやすい周知に努めてほしい」との意見が述べられたのであります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第2号平成30年度いちき串木野市一般会計補正予算（第1号）中、委員会付託分についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,207万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158億7,207万5,000円とするものであります。

それでは、歳出の主なるものについて申し上げます。

2款総務費1項総務管理費9目企業立地対策費は、商品販売等のアドバイスに係る業務委託や試験販売に係る商品の輸出、陳列等の経費助成など、市内業者の海外販路開拓を支援するため、273万円を追加するものであります。

10目共生協働推進費、自治公民館建設整備事業補助金286万7,000円は、九つの自治公民館に係る屋根、外壁等の補修工事と、空調設備の新設に伴う費用の計上、コミュニティ事業助成金440万円の追加は、湊地区まちづくり協議会が購入する夏祭り用ステージの購入費250万円及び湊・湊町地区自主防災会が購入する、消火の際に消火栓で使用するスタンドパイプ等、防火備品の購入費190万円であります。

審査の中で、スタンドパイプやバルブキーの利用

と管理のあり方について質したところ、「湊・湊町地区においては、自主防災会が主体となり、毎年、防災訓練に取り組んでおり、消火栓を使った消火訓練も行っているため、地域で管理することが可能であると考えている」との答弁であります。

委員の中から、「消防署、消防分団、地域が合同で訓練、管理を行うべきではないか」との意見が述べられたのであります。

また、高額な夏祭り用ステージをまちづくり協議会ごとに購入するのではなく、貸し借りで対応できないかと質したところ、「今後、お互い譲り合って使う方法について、まちづくり協議会と協議しながら有効に活用したい」との答弁であります。

本案は付託分について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第3号平成30年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）中、委員会付託分についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ561万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158億7,769万1,000円とするものであります。

本案は付託分について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務文教委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（平石耕二君） これから総務文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入りますが、予算議案第2号及び予算議案第3号については、2常任委員長の報告に対する質疑を終結するまで保留しますので、御了承願います。

議案第29号いちき串木野市税条例等の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長君登壇〕

○産業厚生委員長（西別府 治君） 私ども産業厚生委員会に付託されました案件は、単行議案5件、予算議案2件、継続審査の請願1件、継続審査の陳情1件及び新規の陳情1件の計10件であります。

去る6月21日に委員会を開催し、継続審査の請願1件及び継続審査の陳情1件を除き審査が終了いたしましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第28号専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、急を要したため、いちき串木野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例が専決処分されたものであります。

改正の主な内容は、平成30年度以降の国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税額を54万円から58万円に引き上げるものや、低所得世帯に係る軽減の拡充を図るため、軽減判定所得基準の見直しを行うものとの説明であります。

審査の中で、対象者への周知方法について質したところ、「今年度の仮課税通知書発送時にも今回の改正についての概要版を同封し、周知を図った」との答弁であります。

本案は全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第30号いちき串木野市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、平成30年10月1日から県下一斉に住民税非課税世帯の未就学児を対象に、保険医療機関等での窓口負担をなくす制度を導入するため改正しようとするものであります。

審査の中で、全ての方を対象に窓口負担をなくす制度の導入はできないかと質したところ、「今回の改正は一部制限がついた中での段階的な実施で、この制度が拡大していくには県下足並みをそろえていかなければ運用できないため、今後も引き続き市長会として要望するなど、統一的に取り組んでいく」との答弁であります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号いちき串木野市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令が施行されたことに伴い、看護小規模多機能型居宅介護の基準を緩和するため改正しようとするものであります。

説明によりますと、医療ニーズの高い要介護者へのサービス供給量を増やす観点から、指定基準の緩和を行い、現行の法人に加え、医療法の許可を受けて診療所を開設している者も、看護小規模多機能型居宅介護の開設者として認めることとした。なお、現在本市には看護小規模多機能型居宅介護事業所はないとのことであります。

審査の中で、現在本市に看護小規模多機能型居宅介護事業所はないが、今後できる可能性があるかと質したところ、「第7期介護保険事業計画において、平成31年度の導入に向け、要綱等の整備を行っていききたい」との答弁であります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、代替保育の提供に係る連携施設の規定等を見直すため改正しようとするものであります。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号和解についてであります。

本案は、湊中央土地区画整理事業の保留地について和解を成立させるに当たり、地方自治法の規定により議会の議決を求められたものであります。

和解の内容は、一つ目に、市は山口資源株式会社に対し、いちき串木野市湊町2丁目258番の土地を山口資源株式会社が時効取得したことを認め、「平成8年3月28日時効取得」を原因とする所有権移転登記手続きに必要な書類を交付する。移転登記費用は山口資源株式会社の負担とする。

二つ目に、山口資源株式会社は市に対し、解決金として211万1,966円を支払うものとし、移転登記必要書類の交付と引きかえにこれを支払うとの説明であります。

本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第2号平成30年度いちき串木野市一般会計補正予算（第1号）中、委員会付託分についてであります。

まず、歳入についてであります。

13款国庫支出金は、2項国庫補助金2目民生費国庫補助金で、生活保護適正実施推進事業費81万円の追加であります。

次に、歳出であります。

3款民生費3項生活保護費1目生活保護総務費は、生活保護基準額等の見直しに伴う生活保護システム改修委託料162万円の計上であります。見直しの主な内容は、生活扶助基準額の変更、基準額の年齢別階層が8段階から6段階へ階層の見直し、また、児童養育加算の減額と、支給対象を「中学生まで」を「高校生まで」に拡大するなど、基準額などが3年かけて段階的に減額されるとの説明であります。

次に、4款衛生費1項保健衛生費5目環境衛生費は、平成23年度から平成29年度までの7年間における合併処理浄化槽設置整備補助事業に係る国庫支出金返還金939万9,000円の計上であります。

9目墓地費は、生福地区の福菌公民館内にある金蔵共同墓地の北側法面が崩れ、墓地敷地内コンクリート部分に亀裂が入ったことによる、法面などの補修に対する整備補助金25万9,000円の追加であります。

予算議案（第2号）中、委員会付託分については、全会一致で原案のとおり可決すべきもの決しました。

次に、予算議案第3号平成30年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）中、委員会付託分についてであります。

まず、歳入についてであります。

15款財産収入は、2項財産売払収入1目不動産売払収入で、湊中央土地区画整理事業保留地処分金211万円の追加であります。

次に、歳出であります。

4款衛生費2項清掃費4目廃棄物処理施設費で、最終処分場落雷被害機器修繕費561万6,000円の計上であります。

説明によりますと、去る5月18日金曜日、午後11時30分ごろ、本市周辺で雷が多発し、処分場近くに落雷したため、相当な衝撃を伴う過電流が発生したと見られ、施設の避雷器、電力引き込み柱に取りつけてある開閉器、データ処理装置、地下水の上流井戸表示計などが損壊した。

なお、市において全国市有物件災害共済会損害共済制度に加入しており、精算後、保険で対応されるとのことであります。

予算議案（第3号）中、委員会付託分については、全会一致で原案のとおり可決すべきもの決しました。

次に、陳情第1号生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置に関する陳情についてであります。

本件は、いちき串木野市湊町1丁目254番地、市来商工会会長宇都保介氏ほか1名から提出されたものであります。

陳情の趣旨は、国は生産性向上特別措置法案において、中小及び小規模事業者の生産性向上を支援するため、市町村から計画認定を受けた設備投資は、特例として市町村が固定資産税を3年間ゼロから2分の1に軽減できる措置を講じることとしている。さらに、固定資産税をゼロとした市町村の中小及び小規模事業者に対して、ものづくり補助金等の優先採択や補助率引き上げによる重点支援を講じることとしている。現在、中小及び小規模事業者は人手不

足に直面しており、設備投資による生産性向上が必要不可欠であり、特例措置を講じることによって、本市に新たな設備投資が行われることが期待され、本市経済の活性化につながる。こうした観点から、市に対し、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画を策定するよう働きかけ、また、それに基づき、先端設備等導入計画の認定を受けた設備投資について、固定資産税の特例率をゼロとする条例を制定すること求めるものであります。

なお、本委員会においては、審査に先立ち市職員の派遣要請を行い、制度の内容や市の取り組み状況等を確認し、陳情審査の充実を図ったのであります。

審査の中で、「中小・小規模事業者の救済策となるため速やかに採択すべき」との意見や、「6月6日に計画策定における国の指針が示され、現在本市は導入促進基本計画を策定中であり、7月中には国の同意が得られる見込みであることから、前向きに検討すべき」など、陳情趣旨に賛同する意見が述べられたのであります。

本件は、全会一致で採択すべきもの決しました。

以上で、産業厚生委員会に付託されました案件について審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（平石耕二君） これから、産業厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

まず、議案第28号専決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は承認されました。

次に、議案第30号いちき串木野市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号いちき串木野市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号いちき串木野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号和解について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、陳情第1号生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置に関する陳情について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本件は採択することに決定しました。

これから、保留いたしておりました予算議案第2号及び予算議案第3号について討論・採決に入ります。

まず、予算議案第2号平成30年度いちき串木野市一般会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する2常任委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、予算議案第3号平成30年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する2常任委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第10 決議案第1号

○議長（平石耕二君） 次に、日程第10、決議案第1号串木野新港と甑島を結ぶ甑島フェリー航路の存続に関する決議についてを議題といたします。

竹之内勉議員に趣旨説明を求めます。

[竹之内 勉君登壇]

○11番（竹之内 勉君） ただいま議題とされました決議案第1号串木野新港と甑島を結ぶ甑島フェリー航路の存続に関する決議について、趣旨説明を申し上げます。

甑島と串木野を結ぶ航路は、開設から120年を超える歴史の中で、地理的特性に伴う安全性の高い航路として、また、甑島島民に支持される生活航路として、長期にわたり安定的に運航されております。長年の交流の歴史があり、いちき串木野市の経済、教育、文化等々、さまざまな分野で大きな役割を果たし、地域発展に多大なる貢献をしております。

平成26年4月、高速船が串木野新港から川内港に移り、串木野新港からは「フェリーニューこしき」のみの運航となりましたが、いちき串木野市民はもとより、甑島島民にも支持される、安全性だけでなく、利便性にすぐれた航路として発展してまいりました。しかしながら、昨今、新聞報道等で甑島と串木野を結ぶフェリー航路に関する思いもよらぬ報道がなされております。

甑島島民の重要な生活基盤であるとともに、いちき串木野市民にとっても大切な航路であります。長年の交流の歴史、そしてまた、現在においても経済交流や地域交流だけでなく、小中学生を対象とした

青少年交流事業、いちき串木野商工会議所と甑島経済団体との情報交換交流など継続的にさまざまな交流が行われており、島民との「深い絆」、「繋がり」の歴史があります。

いちき串木野市の地域経済に深く根差した甑島フェリー航路が今後変更されるような事態になると、島民の生活はもとより、本市の産業、経済、今後の市政運営においても極めて大きな支障と混乱を引き起こすことが危惧されます。

よって、いちき串木野市議会は串木野新港と甑島を結ぶフェリー航路の重要性と必要性を再認識し、同航路の存続を強く求め、ここに決議を行うものであります。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明を終わります。

○議長（平石耕二君） これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平石耕二君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、決議案第1号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論・採決に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平石耕二君） 討論なしと認め、採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第11 閉会中の継続審査について

○議長（平石耕二君） 次に、日程第11、閉会中の継続審査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

△日程第12 閉会中の継続調査について

○議長（平石耕二君） 次に、日程第12、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

△日程第13 議員派遣について

○議長（平石耕二君） 次に、日程第13、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平石耕二君） 御異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

△市長挨拶

○議長（平石耕二君） この際、市長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に御審議の上、議決していただき、まことにありがとうございました。

執行に当たりましては、議決の趣旨、御意見等を尊重して対処してまいる所存であります。皆様方の御指導をよろしくお願いを申し上げまして、挨拶いたします。

△閉 会

○議長（平石耕二君） これで、平成30年第2回いちき串木野市議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時35分

串木野新港と甑島を結ぶ甑島フェリー航路の存続に関する決議

甑島と串木野を結ぶ航路は、開設から120年を超える歴史の中で甑島島民に支持され、生活の足として定着している。同航路は、島民の生活航路として重要な生活基盤であるとともに、永年の交流の歴史により、いちき串木野市の経済・文化等、さまざまな分野で大きな役割を果たしてきた。

甑島と本土を結ぶ航路については、これまで阿久根や川内、串木野島平等、さまざまな地域との航路開設が模索されてきた経緯があるが、気象条件や地理的特性に伴う安全性、利便性等により串木野港との航路が開設され、その優位性から長期にわたり安定的に運営されてきた。

平成26年4月から「高速船」は串木野新港から川内港に移ったが、串木野新港を発着する「フェリーニューこしき」は安全性及び利便性に優れた航路として安定した運航が行なわれており、甑島島民の重要な生活基盤となっている。

また、いちき串木野市民との継続した交流の歴史の中には、経済交流や地域交流だけでなく、小中学生を対象とした上甑県民自然レクリエーション村での青少年交流事業やいちき串木野商工会議所と甑島経済団体との情報交換交流などが行われており、島民との『深い絆』・『繋がりの歴史』がある。

いちき串木野市の社会経済にも深く根ざした甑島フェリー航路が、今後変更されるような事態になると、島民の生活はもとより、いちき串木野市の産業・経済、更には今後の市政運営にも極めて大きな支障と混乱を引き起こすことが危惧される。

よって、いちき串木野市議会は、串木野新港と甑島を結ぶフェリー航路の重要性と必要性を再認識し、同航路の存続を強く求める。

以上、ここに決議する。

平成30年6月29日

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件名 陳情第2号 安定ヨウ素剤の配布についての陳情
- 2、理由 さらに十分審査のため

平成30年6月29日

総務文教委員会
委員長 松崎 幹夫

いちき串木野市議会
議長 平石 耕二様

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件名 陳情第3号 『農業者個別所得補償制度（米の直接支払交付金）』の復活を求める陳情
請願第1号 飲食店等の禁煙化の推進についての請願
- 2、理由 さらに十分審査のため

平成30年6月29日

産業厚生委員会
委員長 西別 府治

いちき串木野市議会
議長 平石 耕二様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 人口減少対策について
 2. 企業誘致について
 3. エネルギー問題と防災対策（原発を含む）について
 4. 行財政改革について
 5. 教育問題について

平成30年6月29日

総務文教委員会

委員長 松 崎 幹 夫

いちき串木野市議会

議長 平 石 耕 二 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 生活環境について
 2. 住民福祉について
 3. 健康増進について
 4. 農林水産業の振興策について
 5. 商工・観光・交通運輸について
 6. 公共事業（社会資本整備）について

平成30年6月29日

産業厚生委員会

委員長 西 別 府 治

いちき串木野市議会

議長 平 石 耕 二 様

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 市町村政研修会

- (1) 派遣目的 地方自治行政の推進及び市政の発展に資するための研修
- (2) 派遣場所 鹿児島市民文化ホール
- (3) 派遣期間 平成30年8月2日
- (4) 派遣議員 全議員

2. 議員研修会

- (1) 派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
- (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）
- (3) 派遣期間 平成30年7月19日
平成30年8月16日
- (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員